

徳島県規則第四号

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県漁港管理条例施行規則（平成十三年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の七号を加える。

十二 条例第二十条第一項の規定による指定管理漁港施設を供用しない日の承認の申請
様式第十三号

十三 条例第二十条第一項の規定による指定管理漁港施設を供用しない日の臨時の変更
の承認の申請 様式第十四号

十四 条例第二十条第二項の規定による指定管理漁港施設の供用時間の承認の申請 様
式第十五号

十五 条例第二十条第二項の規定による指定管理漁港施設の供用時間の臨時の変更の承
認の申請 様式第十六号

十六 条例第二十五条第二項の規定による利用料金の額の承認の申請 様式第十七号

十七 条例第二十五条第二項の規定による利用料金の額の変更の承認の申請 様式第十
八号

十八 条例第二十五条第五項の規定による利用料金の全部又は一部を免除する基準の承
認の申請 様式第十九号

第八条を第十一条とし、第七条の次に次の三条を加える。

（利用の許可の申請）

第八条 条例第二十一条第一項の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、その住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、条例別表第三に掲げる施設（以下「利用施設」という。）の区分、利用期間その他必要な事項を記載した申請書を条例第十八条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日。以下「利用日」という。）の前日から起算して三月前の日から利用日の前日から起算して三日前の日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可の変更等）

第九条 利用の許可を受けた者は、利用施設を利用することができなくなったとき、又は利用の許可の内容を変更して利用施設を利用しようとするときは、直ちにその旨を文書又は指定管理者が相当と認める方法により指定管理者に届け出なければならない。

（遵守事項）

第十条 条例第十八条の表に掲げる施設（以下「指定管理漁港施設」という。）を利用する者は、条例及びこの規則並びに知事が別に定める利用者心得その他の規律を守らなければならない。

様式第二号から様式第四号までの規定中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第五号から様式第十二号までの規定中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に、「[・]」を「[、]」に改め、同様式の次に次の七様式を加える。

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

指定管理漁港施設非供用日承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設を供用しない日を設定したいので、徳島県漁港管理条例第20条第1項の規定により、承認の申請をします。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 供用しない日

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

指定管理漁港施設非供用日変更承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設を供用しない日を変更したいので、徳島県漁港管理条例第20条第1項の規定により、承認の申請をします。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 変 更 内 容

変 更 前	変 更 後

4 変 更 の 理 由

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

指定管理漁港施設供用時間承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設の供用時間を設定したいので、徳島県漁港管理条例第20条第2項の規定により、承認の申請をします。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 供 用 時 間

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

指定管理漁港施設供用時間変更承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設の供用時間を変更したいので、徳島県漁港管理条例第20条第2項の規定により、承認の申請をします。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 変 更 内 容

変 更 前	変 更 後

4 変 更 の 理 由

5 適用開始年月日 年 月 日

様式第17号（第11条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

利用料金承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設の利用施設の利用料金の額の承認を受けたいので、徳島県漁港管理条例第25条第2項の規定により申請します。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 申 請 額

区 分	単 位	申 請 額

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

利用料金変更承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設の利用施設の利用料金の額の変更の承認を受けたいので、徳島県漁港管理条例第25条第2項の規定により申請します。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 申 請 額

区 分	単 位	変 更 前	変 更 後

4 変 更 の 理 由

5 適用開始年月日 年 月 日

年 月 日

徳島県知事 殿

指定管理者
代表者の氏名

指定管理漁港施設利用料金減免基準承認申請書

次のとおり指定管理漁港施設の利用施設の利用料金の減免の基準を定めたいので、徳島県漁港管理条例第25条第5項の規定により、承認の申請をします。

1 漁 港 名

2 漁港施設の種類

3 利用施設の区分

4 減免の基準

（1）減額基準

（2）免除基準

附 則

- 1 この規則は、令和八年五月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第二号から様式第十二号までに相当する改正前の様式第二号から様式第十二号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。